厚木市看護職等(第1回)転入奨励助成金 申請の手引

■ はじめに

申請される方は、必ず手引の内容を確認し、申請の手続を行ってください。

■ 交付対象者

次の全ての事項に該当する看護職等(要綱第2条第3号参照)の方が対象です。

- 勤務先が市内の病院等(要綱第2条第1号参照)である者
- ▶ 採用形態が、常勤(1週間の勤務時間が1年を平均して30時間以上又は 1月の勤務時間が120時間を超える勤務条件であり、市内の病院等を適用 事業所とする社会保険の被保険者)である者(要綱第2条第2号参照)
- ▶ 基準日(申請する日の属する年度の前年度1月1日)以降に転入し、本市に住所を有し、1年以上継続して本市に居住する予定がある者

※ご注意ください -

市の会計年度は4月~翌年3月の1年間です。年度をまたいだ申請は 基準日が変わります。

- ·4月~12月に申請する場合···基準日は<u>その年の1月1日</u>
- ・1月~3月に申請する場合・・・基準日は前年の1月1日

■ 申請書類

次の全ての書類を提出してください。

- 厚木市第1回転入奨励助成金交付申請書
- ▶ 住民票の写し(厚木市への転入日の記載があるもの)
- ▶ 雇用証明書(勤務先の病院等が記入します。ご自身で記入しないでください)
- ▶ 厚木市看護職等転入奨励助成金交付請求書 兼 口座振込依頼書
- ▶ 同意書(押印入り)

■ 注意事項

次の内容を必ず確認してください。

- ▶ 1年未満で退職又は市外へ転出した場合は、<u>助成金を返還していただく</u> 場合があります。
- ▶ 申請期限は、採用年月日か住所を有した日(基準日以降)のいずれか遅い日から6箇月以内となりますので、ご注意ください。

【申請期限の例外】

10~12月に転入・就労した方は、**翌年3月までに申請**してください。 4月以降は基準日が変わり※助成が受けられなくなります。

※ 前述の交付対象者「基準日」をご確認ください。

▶ 厚木市看護職等復職奨励助成金又は転入奨励を対象とした類似の補助制度と重複して申請することはできません。

問合わせ先

健康こどもみらい部 健康医療課 健康医療係

電話: 046-225-2174 メール: 2250@city. atsugi. kanagawa. jp